

総務文教常任委員会記録

令和6年5月17日

【開催日】 令和6年5月17日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時20分～午前11時8分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

総務部長	辻村 征宏	総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎
税務課長	大井 康司	税務課課長補佐	桑原 睦
税務課収納係長	永谷 真史	税務課市民税係長	山根 和之
税務課固定資産税係長	光永 正志	税務課固定資産税係主任	村上 良平

【事務局出席者】

事務局次長	中村 潤之介	議事係長	岡田 靖仁
-------	--------	------	-------

【審査内容】

- 1 承認第3号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
- 2 承認第4号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
- 3 所管事務調査 現地視察について

午前10時20分 開会

伊場勇委員長 それでは、ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。

審査内容1、承認第3号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についてです。執行部からの説明を求めます。

大井税務課長 それでは、承認第3号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についての概要を御説明させていただきます。今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き令和6年4月1日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部を改正する条例及び山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についての概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。なお、専決処分日は、令和6年3月31日となっております。今回の市税条例の改正の主な内容としては、大きく三つが挙げられます。一つ目、アの市民税関係は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設です。これは、令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者、これは給与収入のみ場合は給与収入2,000万円に相当する者ですが、及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を実施するための規定を新設するものです。また、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和7年度分の個人住民税所得割の額から1万円を控除することになります。なお、定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費として地方特例交付金で補填されます。それでは、個人住民税の減税の実施方法について、それぞれ説明させていただきますが、イラストの上部が例年の賦課イメージで、下部がこのたびの定額減税を踏まえてのイメージとなります。最初に、①給与所得に係る特別徴収につきましては、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で平均することとなります。なお、合計所得金額1,805万円超の者や均等割のみ課税者など、定額減税が適用されない方にあつては、通常どおりの徴収方法によります。次に、②事業所得者等の普通徴収につきましては、定額減税前の税額を基に算出した第1期分である令和6年6月納期分の税額から控除し、第1期分から控除し切れない場合は、第2期分である令和6年8月納期分以降の税額から順次控除することとなります。次に③公的年金等に係る所得に関する特別徴収につきましては、令和6年4月、6月、8月に

つきましては、令和5年6月時点で既に確定しており、納税義務者にも通知済みであることから、定額減税前の税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次控除することとなります。ただし、令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分は上記普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は10月分以降の特別徴収税額から順次控除することとなります。二つ目、イの固定資産税関係は、①固定資産税（土地）の負担調整措置などとして、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行うなど、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものです。なお、この制度は、平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によるばらつきのある負担水準を均衡化させることを目的として導入されているものです。次に、②税負担軽減措置ですが、地域決定型地方税制特例措置として市が特定割合を定めるもので、いわゆる「わがまち特例」の規定に関するもので、固定資産税の税負担軽減措置となります。このたびの改正において二つ新設し、一つ廃止することとなります。（a）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。これはバイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る特定バイオマス発電設備のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満に該当する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に7分の6を参酌して、14分の11以上14分の13以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされました。山陽小野田市では、関係課である商工労働課及び環境課の意見も参考にし、現在の状況から参酌基準以外とする特段の理由はないとして、参酌規定の7分の6と規定しています。なお、県内13市全てが参酌規定の7分の6を採用しています。また、関係課に確認しましたが、現時点では該当施設はありませんし、計画も

ないと聞いております。（b）居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のため整備した固定資産に対し、課税標準の特例措置である、わがまち特例において、特例の割合を定める規定を新設するものです。これまでも地方税法で固定資産税及び都市計画税の課税標準額に対する特例措置を2分の1として規定していましたが、このたびの改正でわがまち特例の中に新設されました。一体型滞在快適性向上事業の実施主体が、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に整備した滞在快適性等向上施設等に対して課税する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、地方税法の規定にかかわらず、賦課年度から5年間、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされました。山陽小野田市では、関係課である都市計画課の意見も参考にし、現在の状況から参酌基準以外とする特段の理由はないとして、参酌規定の2分の1と規定しています。なお、県内13市のうち、宇部市及び周南市を除く11市が参酌規定の2分の1を採用しています。宇部市及び周南市は、エリア指定をした時点で条例改正をする予定であると聞いております。また、関係課に確認しましたが、現時点ではエリア指定及び事業計画ともないということでした。（c）児童福祉法の許可外施設のうち、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて事業主が雇用する労働者の子どもの保育を実施する事業のための施設、いわゆる企業主導型保育事業の用に供する施設については、平成29年度から令和5年度まで当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額としておりましたが、適用期限到来により本特例措置は廃止となりました。また、その他の附則第10条の2については、法改正に伴う項ずれとなっております。次に、③新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しにつきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告において、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新

設しました。これは区分所有に係る住宅、マンションについて、本来であれば区分所有者各々が申告書を提出しなければ、認定長期優良住宅に係る特例が適用されなかったものが、このたびの改正でその住宅、マンションの管理者等が要件を満たした上で申告した場合は、それをもって特例が区分所有に係る住宅、マンション全部に適用されるようになります。三つ目、ウのその他は、市民税、固定資産税及び特別土地保有税において、災害における職権による減免を可能とする規定の追加です。これまでは、各税目において、減免を受けようとされる方は、納期限までに申請書に関係書類を添付し、市長宛てに提出していただくこととなっておりますが、減免事項に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認められる場合は、職権で減免できるようになりました。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 個人住民税の定額減税での減収は、後ほど国から補填されるわけですが、どれぐらいの減収になるのか、お答えください。

大井税務課長 当初予算で既に計上しております。1款1項1目個人、1節現年課税分の個人所得割をマイナス2億6,000万円して計上しております。その補填部分として、10款1項1目地方特例交付金中の定額減税減収補填特例交付金を2億6,000万円計上しているところです。

大井淳一郎委員 資料2ページ、普通徴収と公的年金等に係る所得に関する特別徴収の中で、赤い字で6月から控除し切れない分は、8月分又は12月分から控除する旨が書いてあるんですが、控除し切れないというのはどういった場合なんでしょうか。

山根税務課市民税係長 具体的な例を申し上げます。事業所得者の普通徴収の

場合で、定額減税前の市県民税の課税額が12万円の方がいたとします。また、その方は、4人家族で奥様とお子さん2人を扶養しているとします。その方が定額減税を受けた場合、市県民税として8万円を支払うこととなります。参考資料の図で説明しますと、定額減税を適用する前にいきますと、各納期にそれぞれ3万円ずつお支払いをお願いする形となります。定額減税を行うと合計で4万円の減税となります。まず、6月分から引きまして、6月分は減税額4万円のうち3万円分を引きますが、まだ減税額が1万円ある状態となります。その1万円を8月分から引く形となります。そのため、8月分は2万円、残りの10月分と1月分はそれぞれ3万円ずつお支払いをお願いする形となります。公的年金等のほうも同じ条件でお話しさせていただきますと、4月、6月、8月、10月、12月、2月につきまして、それぞれ12万円を6で割った額である2万円ずつを支払っていただく形となります。そこから4万円減税となります。先ほどと同様の計算方法で行きますと、10月分から2万円を引まして、引き切れなかった2万円を12月分からも引く形となります。支払い方法としましては、4月、6月、8月が各2万円、10月、12月が0円、2月が2万円という形となります。

笹木慶之委員 具体的な減税の額等々については説明がありました。しかし、問題は市民に対するPRも含めた周知のことです。なかなか皆さん方には分かりにくいところです。例えば、還付などは具体的にどのような手続をされるのでしょうか。

大井税務課長 これはまだ案の段階ではありますが、6月1日号の広報紙で、資料と同じような表を載せて、こういう形で市民税が変更されると周知するようにしております。また、ホームページにも掲載しております。所得税の分もありますので、税務署と一緒に3月から市内で説明会も行っております。

笹木慶之委員 説明会をされるということは分かります。ただ、皆さん方に対

して具体的にどのように手続をされるのかということが書いていないんです。そこが市民にとって一番関係するところじゃないかと思います。例えば、公的年金等に係る所得に関する特別徴収は、どこでどのようにするんですか。それぞれ個別に違うところがあるかと思いますが、どのようにするんですか。

大井税務課長 年金受給者だけではありませんが、減税を加味した上で払っていただく金額を各納税義務者に対して通知する形になります。特段、対象者に何かを提出していただくなどはございません。

笹木慶之委員 そうすると、市民の皆さんは、それぞれの立場で、この金額等々の措置について全て理解されたということですね。

大井税務課長 個人の方が理解できるかどうかについては、大変難しい内容だと思われまので、もしよく分からないということであれば、市や税務署に「教えてほしい」と言っていただければ、丁寧に説明させていただきます。

笹木慶之委員 丁寧に、そして、親切に説明して理解を求めるような手続が必要だと思います。よろしくお願いします。

白井健一郎委員 委員会資料3ページ、イ、固定資産税関係の②税負担軽減措置の(c)に「子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたものが一定の保育施設の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止。」とありますが、この特例措置を廃止した理由を教えてください。

大井税務課長 国が定めた特例期限が、今年の3月31日で到来しましたので、廃止になっております。

白井健一郎委員 その廃止理由を教えてください。

大井税務課長 国からの話になりますので、正確かどうか分かりませんが、施設にある程度の基準を満たしたということで廃止したと聞いております。

大井淳一郎委員 特定事業所内保育施設に対する特例措置が廃止されるわけですから、個別に周知したほうがいいのかなど思ったんですが、それについてはどのように対応されますか。

大井税務課長 これは、毎年、償却資産等で申告されます。具体的な企業名は申しませんが、昨年の実績としましては2社ほどありました。そのうちの1社につきましては、今年の3月31日でちょうど5年間が経過しましたので、特例が切れたと。もう1社につきましては、償却資産の申告がありますので、担当者は御承知のことだと思いますが、気づいていらっしゃらなければ、市から周知したいと考えております。

大井淳一郎委員 その償却の申告で気づいているかどうか分かるんだから、書面で知らせなくていいのですか。

大井税務課長 申告の中で特例ということで数字が上がってきておりますので、その辺を見まして、これが消えていないといけないのに、まだ残っているなどというところで判断させていただきたいと思います。

白井健一郎委員 承認第3号の16ページを読んでいるんです。山陽小野田市税条例の新旧対照表の第51条と第71条です。ほかにもあるかもしれませんが、ただし書が付け加えられています。これは、要は改正前は申請主義だったけれども、それを緩める形になっていますね。この趣旨について教えてください。

大井税務課長 先ほど、ウ、その他のところで説明させていただきましたが、市民税、固定資産税、特別土地保有税につきましては、災害の際には職権で減免できることとなります。今までは各税目の納期限が到来するまでに、個人の方が必要書類とともに申請していただくようになっておりましたが、能登半島地震のような大規模災害が起きた場合には、市が職権で行う形になります。

岡山明委員 イ、固定資産税関係のcの部分ですが、対象となる施設は市内に何か所あるのですか。

大井税務課長 先ほど御説明した部分があるんですが、令和5年度の実績としては2社ほどありました。今年度につきましては1社となります。

松尾数則委員 新築認定長期優良住宅とはこういった内容のものですか。

大井税務課長 新築住宅を建てられましたら、内容によって3年間または5年間の軽減措置がありまして、その措置をするに当たって申告書を出していただくようになっております。

松尾数則委員 それは何件ぐらいあるのですか。

大井税務課長 最新である令和5年度の数字はまだありませんが、令和4年度は290件が新築されていますので、その件数ほど該当する形になるかと思えます。

松尾数則委員 つまり、290件のほとんどが認定対象になるということですね。

大井税務課長 新築家屋は全部対象になります。あとは内容によって、優良住宅の条件を満たしていれば5年間となる家もあると思えます。

松尾数則委員 例えば、性能などの関係はなく、そういった認定を与えて、軽減するということになるわけですね。

大井税務課長 性能に応じて3年間と5年間という違いはありますが、新築であれば3年間は確実に軽減があります。

松尾数則委員 説明の中で、分からなければ税務署に聞いてくれという話があったし、説明不足の点が非常に多い気がするんです。この内容は広報紙でしっかり周知してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

大井税務課長 広報紙では紙面も限られますが、限られた紙面の中で分かりやすく説明させていただこうと思います。それでもなかなか難しいということであれば、詳細はホームページにも載せますし、これは所得税と市県民税を合わせての定額減税となりますので、税務署と一緒に説明して周知していきたいと思っております。

森山喜久副委員長 個人住民税の定額減税に戻りますが、扶養家族の判定時期はいつでしょうか。

山根税務課市民税係長 扶養の判定時期は、住民税につきましては令和5年12月31日現在と、所得税部分につきましては令和6年12月31日現在と規定されております。

森山喜久副委員長 では、令和6年以降に生まれた方、亡くなられた方についての個人住民税の定額減税の取扱いはどうなるのでしょうか。

山根税務課市民税係長 令和6年に生まれた方につきましては、住民税の定額減税の対象にはなりません。令和6年に死亡された方につきましては、基本的に死亡日時点での扶養状態で確認します。住民税についてはもと

もと令和6年度で見まして、所得税については死亡日で見ますので、定額減税の対象となります。

岡山明委員 今回の定額減税は、所得税が3万円、住民税が1万円で、トータル4万円です。この議案では所得税は対象外ですよ。そうすると、住民税の1万円について、国からの補償があるんですけど、1万円のやりくりはそういう理解でいいんですか。

大井税務課長 市県民税分につきましては1万円で、ざっくり言いますと、市が6,000円、県が4,000円という形になろうかと思えます。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。本件について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。続いて、承認第4号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について執行部からの説明を求めます。

大井税務課長 承認第4号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き令和6年4月1日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。なお、専決処分日は、令和6年3月31日です。市税条例等の一部改正の説明の際に使用した「専決処分についての概要」で御説明しました、イの固定資産税関係のうち、土地及び家屋に関するものと同一内容になり、都市計画税

の税負担軽減措置に関するものとなります。また、その他につきましては、法改正による項ずれに対応するものです。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決を行います。承認第4号について承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。それでは、本日の議案審査については終了いたします。ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時7分 散会

伊場勇委員長 それでは、休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたします。現地視察に係る委員派遣についてお諮りいたします。所管事務調査として、輻射式冷暖房設備の導入について調査するため、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと思いますが、御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定しました。なお、委員派遣の人選は、総務文教常任委員会の委員全員、日時及び場所は、令和6年5月30日午前11時から下松市の下松スポーツ公園体育館、翌5月31日午前9時30分から香川県坂出市の坂出市立体育館としたいと思いますが、御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定しました。それでは、総務文教常任委員会

を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時8分 散会

令和6年（2024年）5月17日

総務文教常任委員長 伊 場 勇